

議案第 7 号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年10月16日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理 由

非常勤職員の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員に関する規定の整備等をするため、関係条例について所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊賀南部環境衛生組合職員定数条例の一部改正)

第1条 伊賀南部環境衛生組合職員定数条例(昭和47年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時又は非常勤の職員」を「臨時職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」に改める。

(伊賀南部環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀南部環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和47年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第2条において読み替えて準用する名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年名張市条例第12号)第22条に規定する報酬の額)」を加える。

(伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例(昭和47年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。